

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年8月30日（平成29年（行情）諮問第351号）

答申日：平成30年4月26日（平成30年度（行情）答申第38号）

事件名：行政文書ファイル「日米防衛協力（CDWG2）」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「化学・生物・放射能・核（CBRN）兵器防護ワーキンググループ（CDWG）について」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月21日付け情報公開第02207号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める

2 異議申立ての理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において、異議申立人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、異議申立人が平成27年10月21日付けで行った開示請求「行政文書ファイル「日米防衛協力（CDWG2）」につづられた文書の全て。（裏面に出典をプリントアウト）」に対し、法11条による特例

延長を行い、相当の部分として1件の文書を特定の上、部分開示とする原処分（平成27年12月21日付け情報公開第02207号）を行った後、文書4件を対象文書として特定し、その全てを部分開示とする決定を行った（平成28年4月4日付け情報公開第00729号、以下「後行決定1」という。）。その後、後行決定1の一部を変更すべく、同対象文書を、5文書に分けて特定し直し、文書2ないし文書5については部分開示を維持しつつ追加開示を行うとともに、文書6を不開示とする決定を行った（平成28年5月25日付け情報公開第01052号）。

原処分に対し、異議申立人は、不開示処分の対象部分の特定及び一部に対する不開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、原処分において部分開示とされた、「化学・生物・放射能・核（CBRN）兵器防護ワーキンググループ（CDWG）について」である。

3 不開示とした部分について

文書1の不開示箇所は、公にしないことを前提とした米国との協議の概要に関する記述及び我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれ及び政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号により不開示とした。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「本決定における特定の仕方では不十分である。」として、不開示処分の対象部分の更なる特定を求めている。

しかしながら、外務省は、不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、同請求人の主張には理由がない。

(2) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の一部取消しを求めている。

しかしながら、外務省は、上記3のとおり、本件対象文書の不開示該当事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、異議申立人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年10月10日 審議
- ④ 平成30年4月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「化学・生物・放射能・核（CBRN）兵器防護ワーキンググループ（CDWG）について」である。

異議申立人は、原処分を取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が、法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、特定の安全保障上の課題に係る日米間の防衛協力に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、日米間の公にされていない防衛協力の具体的な検討内容等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約1年8か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久